

出席停止について

お子様が以下の感染症に罹り学校をお休みした場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。（欠席扱いにはなりません。）

医師より登校許可が出ましたら、下記の事項にご記入の上、学校まで提出してください。

同じ感染症でも病状によって異なりますので医師の指示に従ってください。
なお、医師による治癒証明書は必要ありません。

＜出席停止となる感染症＞

インフルエンザ、溶連菌感染症、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふく風邪)、風しん(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜炎(プール熱)、結核、流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、腸チフス、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎、細菌性赤痢、パラチフス、コレラ 新型コロナウイルス感染症 等

-----キリトリ-----

登校許可届

江東区立東陽小学校長殿

年 月 日

年 組 名前

医師より登校許可が出ましたので本日より登校させます。

病 名	
治療した病院名	

保護者名 印